

駐車禁止除外指定車標章（事業所用）の交付申請手続き

様式の名称	駐車禁止除外指定車標章交付申請書（様式第1号の7（その2））
受付期間等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時45分まで</p> <p>交付までの期間：申請から5日（行政庁の休日を除く。）以内</p>
受付場所	大阪府警察本部交通部交通規制課
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（事業所用） ・ 自動車保管場所の見取図・誓約書 （ホームページからダウンロードできます。） ・ 自動車検査証の写し ・ 大阪府道路交通規則第2条の7第3項第9号に該当することを疎明する書類（認可証、指定書、開設届等）の写し <p>※ 車両の写真、運転免許証の写し、自動車の保管状況を確認できる資料については、<u>令和2年4月1日</u>からの申請より提出不要としました。その他、審査に必要な資料の提出を求めることがあります。</p>
手数料	無料
備考	<p>大阪府道路交通規則第2条の7第3項第9号に該当する車両は、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、公安委員会の駐車禁止規制の対象から除外されます。</p> <p>更新手続きは、有効期限満了日の1か月前から受け付けています。</p> <p>業種により、必要書類が異なりますので、詳しくは大阪府警察本部交通部交通規制課にお問い合わせください。</p>